〃	十四億円	百一円六十四銭	〃	〃
〃	二十五億円	百一円六十五銭	〃	〃
〃	十億円	百一円七十三銭	〃	第二十四回
〃	十一億円	百二円	〃	第二十五回
〃	十五億円	百円九十銭	〃	第二十六回
〃	四十億円	百円九十五銭	〃	第二十七回
〃	十五億円	百円九十九銭	〃	第二十八回
〃	五億円	百円五十九銭	〃	第二十九回
〃	十億円	九十八円三十三銭	〃	第三十回
〃	十億円	九十八円三十七銭	〃	第三十一回
〃	十五億円	九十八円四十銭	〃	第三十二回
〃	三十億円	九十八円四十銭	〃	第三十三回
〃	十七億円	九十八円四十三銭	〃	第三十四回
〃	十八億円	九十八円三十八銭	〃	第三十五回
〃	十七億円	九十八円四十三銭	〃	第三十六回
〃	十五億円	九十八円四十八銭	〃	第三十七回
〃	十八億円	九十八円十五銭	〃	第三十八回
〃	二十五億円	百円	〃	第三十九回
〃	二十八億円	百円四銭	〃	第四十回
〃	八十一億円	百円五銭	〃	第四十一回
〃	三十五億円	百円九銭	〃	第四十二回
〃	六億円	百円十銭	〃	第四十三回
〃	二十五億円	百円十四銭	〃	第四十四回
〃	四十億円	百一円十五銭	〃	第四十五回
〃	二十億円	百一円十八銭	〃	第四十六回
〃	十億円	百一円二十銭	〃	第四十七回
〃	十億円	百一円二十二銭	〃	第四十八回
〃	五十億円	百一円二十五銭	〃	第四十九回
〃	四十七億円	百二円九十八銭	〃	第五十回
〃	五億円	百二円九十九銭	〃	第五十一回
〃	五億円	百三円	〃	第五十二回
〃	五億円	百三円一銭	〃	第五十三回
〃	五億円	百三円二銭	〃	第五十四回
〃	五億円	百三円三銭	〃	第五十五回
〃	十四億円	百三円四銭	〃	第五十六回
〃	十億円	百二円九十銭	〃	第五十七回
〃	二十億円	百二円三十九銭	〃	第五十八回
〃	十三億円	百二円四十三銭	〃	第五十九回
〃	十億円	百三円三十銭	〃	第六十回
〃	五億円	百二円八十銭	〃	第六十一回
合計	一千四百一億円			

○農林水産省告示第二十六号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十条第二項及び第三十四条第二項の規定に基づき、平成二十四年一月一日から十二月三十一日までには種されるてん菜及び同年十月一日から平成二十五年九月三十日までに収穫されるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びに平成二十四年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を次のように定めたので、同法第二十条第三項及び第三十四条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　てん菜に係る甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき六、〇三〇円

二　さとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき一六、〇〇〇円

三　でん粉の製造の用に供するばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき一一、〇五〇円

四　でん粉の製造の用に供するかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、次の表の上欄に掲げる品種ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

品種	単価
アリアケイモ、九州159号、コガネセンガン、コナホマレ、サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ及びミナミユタカ	一、〇〇〇キログラムにつき二六、〇〇〇円
その他の品種	一、〇〇〇キログラムにつき二三、四一〇円

（備考）

1　第一号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出された糖度（以下単に「糖度」という。）が一七・一度のてん菜について適用し、糖度が一三・五度以上一七・一度未満のてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一七・一度を〇・一度下回るごとに六二円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が一七・一度を超えるてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一七・一度を〇・一度上回るごとに六二円を同号に掲げる単価に加えた額とする。